

## 函館市入湯税課税免除取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づく函館市税条例（昭和25年条例第21号）第113条の規定を根拠とする入湯税の課税免除の対象およびその他必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 函館市税条例第113条第2号の用語の意義は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

共同浴場	(1) 函館市公衆浴場法施行条例（平成25年条例第34号。以下「施行条例」という。）第2条第2号に規定する福利厚生浴場
	(2) (1)に類する施設
公衆浴場	(3) 施行条例第2条第1号に規定する普通浴場
	(4) 施行条例第2条第3号に規定するその他の浴場のうち（(5)に掲げるものを除く。）、利用料金が、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づく北海道告示による12歳以上の者の入浴料金の統制額の2倍以下であるもの。なお、当該利用料金の適用については、当該年度の初日の属する年の1月1日時点の統制額を基準とする。
	(5) 施行条例第3条第3号に規定する家族風呂のうち、利用料金を当該家族風呂の定員で除した金額が、物価統制令第4条の規定に基づく北海道告示による12歳以上の者の入浴料金の統制額の2倍以下であるもの。なお、当該利用料金の適用については、当該年度の初日の属する年の1月1日時点の統制額を基準とする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は，施行日以後の入湯について適用し，施行日以前の入湯については，なお従前の例による。